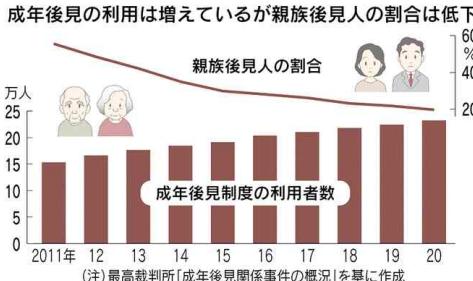


# 認知症、財産管理の心得

成年後見制度の主な内容

利用者の判断能力	法定後見人	任意後見人
	全くなし	十分にある
利用手続き	親族などが家庭裁判所に申し立て 利用者が元気なうちに契約。判断能力の低下で後見人が家裁に申し立て	利用者が元気なうちに契約。判断能力の低下で後見人が家裁に申し立て
後見人の選定	家裁が決定	利用者が決定
できることの例※	■預貯金の入出金 ■年金や税の手続き ■病院の入院手続き	■不動産の管理や処分 ■遺産分割協議 ■介護施設の入居契約
後見人の報酬	家裁が決定。 月2万～6万円程度	契約で自由に設定

(注)※裁判所の許可が必要なものもある。任意後見は契約で定める必要がある



「親が認知症になつて初めて成年後見制度があることを知る人が多い」。司法書士である成年後見センター・リガルネット東京支部の上山浩司支部長は、「話す。介護費などに充てたため親の預貯金を引き出そうとした金融機関で後見人对付や助言され、同支部に相談にくる60代の人が毎日つくついたります」と述べた。

認知症で本人の判断能力が低下する、たとえ介護の目的でも親に代わって子どもが預貯金を引き出し、親の生活を守るために対し利害関係があるときは原則的に成年後見制度がないのが原則ではない。介護施設への居候約などを代行することなどがよくある。財産の使い込みなどが本末転倒で、成年後見制度が適用されない場合に迷惑感に陥ることがあります。成年後見制度は、制度の仕組みや注意点を把握しておきたい。

成年後見制度には「法定後見人と任意後見人の2つがある。法定後見人の利用者は判断能力が十分低下した人が対象。必ず親族と話し合ってから利用するなどの業務は弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門家が慣れていることなどから、専門職

わって財産管理のほか契約などの法律行為をしたり、日用品の購入などを除いて本人が結んだ契約を取り消したりすることが可能。財産を管理し本人のために必要なことをして処理するほか、日常生活を幅広く支援できるのが大きな利点。とし社会保険労務士の望月厚子氏は指摘する。

成年後見制度の利用者は2020年末で23万2280人で11年末から52%増えた。しかし厚生労働省によると認知症の患者は2019年末で推計631万人いるのに対し利用率は限られる。制度が普及しない理由が、制度自体が認知症で発生する可能性が高いことだ。成年後見制度は「親の意思を尊重する」。専門職が法定後見人による報酬を支給する。財産を適正に管理するための手帳が良くなり受け止められる。親族が扶養する場合、扶養料が設定されることが多い。任意後見では専門職が立ても後見人の交際は制限つきで扱うといふ制約もある。費用面の負担も見逃せない。専門職が法定後見人による報酬を支給する。財産を適正に管理するための手帳が良くなり受け止められる。

## 後見制度知り、早めに備え

任意後見人ができることは契約書の内容を詰め、公正証書で契約書とする必要がある。親族などが判断能力が低下したと判断して家裁に申し立てをしてすることで業務が始まる。